

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関して、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)）

### 実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。

※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実施を有する非営利団体に限る。

### 研修分野・対象者

#### 【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

#### 【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

#### 【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

### 指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

### 研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

### 講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

### 研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

### 研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。



保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳 未満児向けの保育 内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育の意義</li> <li>乳児保育の環境</li> <li>乳児への適切な関わり</li> <li>乳児の発達に応じた保育内容</li> <li>乳児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	④食育・ アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養に関する基礎知識</li> <li>食育計画の作成と活用</li> <li>アレルギー疾患の理解</li> <li>保育所における食事の提供がガイドライン</li> <li>保育所におけるアレルギー対応がガイドライン</li> </ul>
②幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育の意義</li> <li>幼児教育の環境</li> <li>幼児の発達に応じた保育内容</li> <li>幼児教育の指導計画、記録及び評価</li> <li>小学校との接続</li> </ul>	⑤保健衛生・ 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健計画の作成と活用</li> <li>事故防止及び健康安全管理</li> <li>保育所における感染症対策がガイドライン</li> <li>保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のガイドライン</li> </ul>
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の理解</li> <li>障害児保育の環境</li> <li>障害児の発達への援助</li> <li>家庭及び関係機関との連携</li> <li>障害児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	⑥保護者支援・ 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>保護者に対する相談援助</li> <li>地域における子育て支援</li> <li>虐待予防</li> <li>関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任保育士の下でモデルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメントリーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネジメントの理解</li> <li>リーダーシップ</li> <li>組織目標の設定</li> <li>人材育成</li> <li>働きやすい環境づくり</li> </ul>	保育実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うための必要な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育における環境構成</li> <li>子どもとの関わり方</li> <li>身体を使った遊び</li> <li>言葉・音楽を使った遊び</li> <li>物を使った遊び</li> </ul>

# 大阪府の現状(これまでの研修実施状況)

## ■ これまでの研修実施状況

- ・ 平成29年度の大阪府の推計ニーズ量 **67,940コマ(1コマ=1分野15時間)**

※ 全国の保育所・小規模保育事業所の常勤換算従事者数を基に府内の「保育所・小規模保育事業所の常勤換算従事者数」を試算。その1/3を処遇改善等加算ⅡのA、1/5を処遇改善等加算ⅡのBの対象者とし、副主任保育士の発令実績や処遇改善等加算Ⅱの適用施設数により調整して受講が必要な人数を算出し、「1分野15時間」を「1コマ」として、処遇改善等加算ⅡのAに該当する人は4コマ、Bに該当する人は1コマをニーズとして積算。

- ・ 令和元年度までの修了数：18,269コマ

- ・ 令和2年度研修開催予定数：4,641コマ（令和2年7月8日時点）

⇒ 必須化年度までに、残り約4万5千コマを令和3年度までに研修を修了する必要がある。

## ■ 令和2年度研修開講状況

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、研修の開催日や定員が減少。

令和元年度(7月8日時点)	6,245コマ
令和2年度(7月8日時点)	4,641コマ

**約25%減**

推計ニーズ量		67,940
H28以前	784	18,269
H29	1,083	
H30	6,527	
R1	9,875	4,641
R2 (7/8現在予定数)		
未受講		45,030

令和3年度までに4万5千コマの研修修了が必要。令和2年度の開講状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度の定員数と比較し約25%減少しており、これまでの修了数も踏まえると、残り一年半では達成困難。

**⇒ 研修受講の必須化年度の延期が必要。**

# 処遇改善等加算IIに係る研修の問題点

園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が下記の要件を満たしていると確認した場合には、1分野最大の4時間の研修時間が短縮される。

## 要件

- 研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すること。
- 研修目的及び内容が明確に設定されており、専門分野研修やマネジメント研修に沿った内容となっていること。
- 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

園内研修は、施設ごとに研修内容や講師、研修時間が異なり、特にガイドラインに内容等を定められている保育所等については、研修がガイドラインに沿った研修となっているが、一つ一つ確認作業が必要となり、都道府県にとって膨大な事務負担となる。また施設にとっても、その都度、都道府県に確認しなければ、園内研修がガイドラインに沿っているのかわからず、申請しにくい。

<参考> 大阪府内の保育所・小規模保育事業所数 1,240施設 × 7分野（専門分野6 + マネジメント）

幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習についても、都道府県が専門分野研修として適当と認める場合は、それらを複数組み合わせて1つの分野の修了時間が15時間以上に達した場合、当該の専門分野研修を修了したとみなすことができる。

免許状更新講習は内容が多岐にわたっており、専門分野研修として適当であるが、一つ一つ確認する必要がある。これは、都道府県にとって膨大な事務負担であるだけでなく、保育教諭等が自分が受講した更新講習がキャリアアップ研修として認められるか確認する必要があり負担である。

<参考> 令和2年度 免許状更新講習認定大学等 526か所（令和2年6月現在）



## 処遇改善等加算IIに係る研修の問題点

キャリアアップ研修は、都道府県ごとに実施しており、運営方法が異なる。

今後、園内研修や免許状更新講習を加算認定研修として認める都道府県が増えてくると、それぞれ都道府県が判断することになるため、専門分野研修との整合性の確認事務に差異が生じる可能性がある。そのため、加算の要件として研修受講を必須化された後には、他の都道府県で加算要件として認めた研修内容やその取扱いについて、都道府県間で調整することとなり、都道府県にとって膨大な事務負担となる。

また、各都道府県で研修実施団体を指定する若しくは認めるため、全国的に幼稚園や保育施設を対象として研修等を実施している機関について、都道府県がそれぞれで指定する若しくは認めることは、事務効率性にも乏しいうえ、研修実施機関としても、複数の都道府県に指定もしくは承認申請を行う必要があり、負担である。

加算の要件として認められる研修が都道府県ごとに異なると、認定される加算率が都道府県によって差異が生じることもなりかねないため、研修実施事業者や研修受講者の不利益にもなる可能性もある。

- ・ **認められる研修内容や講師の要件の例示など、国において基準を示されたい!**
- ・ **加算認定の要件につながる「園内研修等とキャリアアップ研修との整合」や「研修実施団体の指定」等について、都道府県間で差異が生じないよう、国において全国統一のスキームを構築されたい!**